

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

資料 A

- 1 平成26年第2回定例会提出予定議案の説明
 - (1) 議案第76号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新旧対照表
 - (2) 議案第83号 ヘリコプターの取得について
 - ・更新機同型式機（総務省消防庁）の写真

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号</p> <p>目次 第1章～第6章 (略) 第7章 雑則 (第58条～<u>第69条</u>) 第8章 罰則 (<u>第70条・第71条</u>) 附則</p> <p>(液体燃料を使用する器具) 第21条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離</p> <p>(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>(4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。</p> <p>(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。</p> <p>(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号</p> <p>目次 第1章～第6章 (略) 第7章 雑則 (第58条～<u>第68条</u>) 第8章 罰則 (<u>第69条・第70条</u>) 附則</p> <p>(液体燃料を使用する器具) 第21条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離</p> <p>(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>(4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。</p> <p>(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。</p> <p>(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。</p>

改正案	現行
<p>(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。</p> <p>(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。</p> <p>(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(10) <u>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>(11) <u>燃料漏れがないことを確認してから点火すること。</u></p> <p>(12) <u>使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。</u></p> <p>(13) <u>漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。</u></p> <p>(14) <u>必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。</u></p> <p>2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第22条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火ばちにあっては、底部にしゃ熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。</p> <p>(2) 置きごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第10号</u>までの規定を準用する。</p> <p>(気体燃料を使用する器具)</p> <p>第23条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準</p>	<p>(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。</p> <p>(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。</p> <p>(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。</p> <p>(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。</p> <p>(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。</p> <p>(13) <u>必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。</u></p> <p>2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第22条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火ばちにあっては、底部にしゃ熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。</p> <p>(2) 置きごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号</u>までの規定を準用する。</p> <p>(気体燃料を使用する器具)</p> <p>第23条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準</p>

改正案	現行
<p>については、第21条第1項第1号から<u>第11号</u>までの規定を準用する。 (電気を熱源とする器具)</p> <p>第24条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。 (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第10号</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。 (使用に際し、火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第25条 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第10号</u>の規定を準用する。</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が250平方メートル以上のもの (2) 政令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p>	<p>については、第21条第1項第1号から<u>第10号</u>までの規定を準用する。 (電気を熱源とする器具)</p> <p>第24条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。 (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。 (使用に際し、火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第25条 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第21条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定を準用する。</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第46条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p><u>(1) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)</u>で延べ面積が150平方メートル以上のもの (2) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が250平方メートル以上のもの (3) 政令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p>

改正案	現行
<p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、政令第21条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 (複合用途防火対象物についての基準の適用)</p> <p>第48条の2 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項((16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この章(第40条第1項、第42条第1項第1号及び第46条第1項第2号を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。</p> <p>第7章 雑則 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出)</p> <p>第67条 消防用設備等又は法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の設置に係る工事をしようとする者は、当該工事に着手しようとする日の10日前までに工事計画を消防長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる工事については、この限りでない。</p> <p>(1) 政令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具又は誘導標識の設置に係る工事</p> <p>(2) 法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が定めるもの</p> <p>2 前項の規定による届出には、当該工事に係る設計図書を添えなければならない。 (防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</p> <p>第68条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、政令、省令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対</p>	<p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、政令第21条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 (複合用途防火対象物についての基準の適用)</p> <p>第48条の2 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項((16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この章(第40条第1項、第42条第1項第1号及び第46条第1項第3号を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。</p> <p>第7章 雑則 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出)</p> <p>第67条 消防用設備等又は法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の設置に係る工事をしようとする者は、当該工事に着手しようとする日の10日前までに工事計画を消防長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる工事については、この限りでない。</p> <p>(1) 政令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具又は誘導標識の設置に係る工事</p> <p>(2) 法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が定めるもの</p> <p>2 前項の規定による届出には、当該工事に係る設計図書を添えなければならない。</p>

改正案	現行
<p><u>象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに当該公表の手続は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第69条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第8章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第70条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第33条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第34条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第36条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(4) 第38条又は第39条の規定に違反した者</p> <p><u>第71条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第68条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第8章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第69条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第33条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(2) 第34条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第36条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者</p> <p>(4) 第38条又は第39条の規定に違反した者</p> <p><u>第70条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。</p>

「川崎市火災予防条例の一部改正等について」に対する意見募集の結果について

1 概要

- (1) 平成25年8月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえまして、多数の者が集合する催しの際の火気器具等の取扱いに関する基準の見直しを図るため、「川崎市火災予防条例」(昭和48年条例第36号。以下「条例」という。)の一部改正を検討しています。
- (2) 平成24年5月に、広島県福山市のホテルで発生した火災を踏まえまして、ホテル等の安全情報をお知らせする表示制度の導入に併せて、違反对象物を公表する制度の構築を図るため、条例及び「川崎市火災予防規則」(昭和48年規則第69号。以下「規則」という。)の一部改正を検討しています。
- (3) 違反对象物を公表する制度の導入に伴い、防火対象物や危険物施設に消防機関が命令を行った場合の公示方法を追加するため、規則及び危険物の規制に関する細則(昭和41年規則第66号)の一部改正を検討しています。

以上の3項目につきまして、このたび、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。その結果は、次のとおりです。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	平成26年2月21日から平成26年3月24日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページ、情報プラザ(市役所第3庁舎2階)、各区役所(市政資料コーナー)
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ(市役所第3庁舎2階)、各区役所(市政資料コーナー)

3 結果の概要

提出数	意見数
0通	0件

更新機同型式機（総務省消防庁）
【エアバス・ヘリコプターズ式AS 365 N3+型】



消火タンクへの給水活動



空中消火装置による消火活動